

公布された規則のあらまし

◇租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

建築基準法の改正に伴い、必要な改正を行いました。（別表第2、別表第2の3関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。